

金融機関連携型創業関連保証の取扱い開始について

このたび、大阪信用保証協会では、創業者の方々の資金ニーズに、よりの確におこたえするため「金融機関連携型創業関連保証」の取扱いを開始しました。

本保証は、金融機関による創業(事業)計画の策定支援を受けていただくことにより、保証申込から決定までのスピードアップを図ります。また、保証付融資実行後の3年間について、フォローアップを通じて、保証協会と金融機関が連携し、企業の成長・経営安定のお手伝いをさせていただきます。

融資条件についても、以下のようなこれまでにない優遇措置の適用がございます。

1

自己資金要件

自己資金要件を、事業開始に要する資金の原則 1/10 以上としました。

2

低保証料率の適用（保証料率の割引）

年0.7%の低保証料率※を実現しました。（※創業保証(経由保証)は年1.0%）

3

低金利の適用

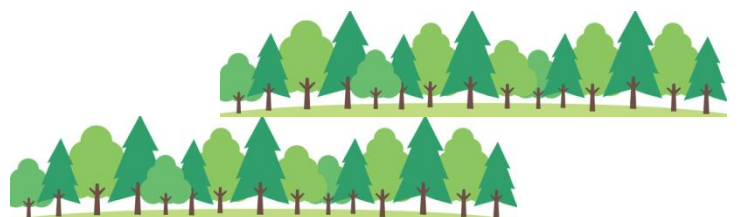
金融機関において、低利率(変動)の金利適用がございます。

創業関連保証は、これから創業される場合のほか、創業後5年未満の場合もお申込みが可能です。その他申込条件につきましては、当協会サポートオフィス(TEL 06-6260-1730)または、取扱金融機関へお問い合わせください。

なお、本保証の受付窓口は、金融機関となっております。

金利等の具体的な融資条件のご照会や、お申込みをご希望のお客様は、取扱金融機関までお問い合わせください。

以上



保証協会は、お客様の創業・成長・経営安定をお手伝いします